

# 2022年10月1日より **紹介状なし**で受診される場合の 選定療養費が変わります。

当院は許可病床200床以上の地域医療支援病院であるため、紹介状をお持ちでない方、緊急性がないと判断された方、あるいはその他やむを得ない場合を除く患者様に対して、診療費とは別に初診時の選定療養費といたしまして、下記金額をご負担頂くこととなっております。

ただし、他院からの紹介状がある場合は上記の負担はございません。  
金額は厚生労働省により定められている最低金額となっております。

**「かかりつけ医」等からの紹介状をお持ちいただきますようお願いいたします。**

令和4年9月30日まで **5,000円** (税込)

令和4年10月1日から **7,700円** (税込)

選定療養費とは  
※厚生労働省ホームページより引用

現在、厚生労働省では、「医療機関の機能分担」の推進のため、200床以上の病院において他の保険医療機関等からの紹介なしに初診で受診した患者様の場合、初診料以外に各病院で定めた金額を頂く制度を定めております。そのため初診時の患者様で、他の保険医療機関からの「紹介状(診療情報提供書)」をお持ちでない方が直接来院された場合、初診料とは別に「選定療養費」を頂いております。なお、特定の公費医療を受けておられる方や救急車で搬送時の場合等をご負担頂く必要はございません。